

## 石川県発達障害児者地域支援マネジャー事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児者（以下「発達障害児者」という。）が暮らす各地域における支援内容や支援体制等を充実・強化するための本事業の実施に関する必要事項を定める。

### 2 目的

本事業は、発達障害児者等については、乳幼児期から高齢期におけるライフステージを通じた「切れ目のない支援」や、家族等を含めたきめ細かな支援が、地域の身近な場面で受けられるよう、発達障害児者地域支援マネジャー（以下「マネジャー」という。）の配置・派遣等により、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能強化等を図ることを目的とする。

### 3 実施主体

発達障害者支援センター（石川県発達障害支援センター及び発達障害者支援センターパス）が行うものとする。

### 4 実施内容

この事業の実施内容は、次のとおりとする。

#### (1) マネジャーの配置

発達障害児者の支援については、相当の経験及び知識を有する社会福祉士等、又は、それと同等と認められる者をマネジャーとして配置する。

#### (2) マネジャーによる市町支援

マネジャーは市町に出向き、困難事例の対応等を含めた支援にかかる指導・助言、及び個別支援ファイル「つなぎ つながり 手帳 ライフブック」の活用等をはじめ、市町における発達障害児者支援体制整備等にかかる必要な助言等を行う。

#### (3) マネジャーによる事業所等支援

マネジャーは事業所等に出向き、困難事例の対応等を含めた支援にかかる助言・指導等を行う。

#### (4) マネジャーによる医療機関との連携強化

マネジャーは管内の医療機関と緊密な連携を図り、発達障害の専門的な診断・治療等が提供できる医療機関の情報を収集・集約するとともに、必要に応じて関係機関相互において当該情報を共有し、医療機関に対し、地域の保健・福祉・教育・労働等にかかる発達障害児者への支援に関する情報等を提供する。

(5) マネジャーによる各障害保健福祉圏域における連携強化

マネジャーは各障害保健福祉圏域における地域自立支援協議会（発達障害児支援に係る部会等）への参加や、同協議会を活用した保健・福祉等関係者に対する事例検討への支援等、圏域内の連携体制整備に必要な相談・助言等を行う。

(6) その他

マネジャー等は、上記のほか、県内発達障害児者支援体制整備等の充実・強化に関する助言・指導を必要に応じてできるものとする。

4 実績報告

マネジャーは、月毎に実施した内容を別紙様式により県障害保健福祉課へ報告する。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日より施行する。

別紙様式

年 月 日

石川県健康福祉部障害保健福祉課長

発達障害児者地域支援マネジャー

〇〇 〇〇

石川県発達障害児者地域支援マネジャー実績報告書

石川県発達障害児者地域支援マネジャー事業実施要綱に基づき、下記のとおり報告  
します。

実施日	実施時間 (移動時間含む)	実施場所	実施内容	備考

※実施内容欄には以下の種別に該当する番号を記載すること。

- (1)市町支援(個別支援)、(2)市町支援(体制整備)、(3)事業所等支援  
(4)医療機関との連携強化、(5)各障害保健福祉圏域における連携強化、(6)その他